

第7章 推進体制の構築

1 進捗管理と評価

本計画の進捗管理及び評価は、市民の代表や、地域福祉をはじめとする各分野の関係者を構成員とした地域福祉推進協議会において行います。

また、計画推進による成果・効果を客観的に評価・管理できるよう、定量的な指標による評価に努め、地域福祉推進協議会等を通じて、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルに基づく推進体制の強化を図っていきます。

2 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、広く市民に対して本計画の理解と参加・協力を得ることが必要です。そのため、具体的な取り組みや活動事例等を市民と共有しながら、地域共生社会の推進に向けた理解と参加・協力を求め、主体的な活動を促進していきます。

具体的な推進体制の全体イメージは次ページのとおりです。

東広島市の包括的な支援体制の全体イメージ

インフォーマルな取組み(住民主体)

協働による取組み



